

島根労働局長が長時間労働の削減等に取り組む県内企業を訪問しました ～平成30年11月21日(水)に「リコージャパン株式会社島根支社」を訪問～

島根労働局では11月の「過重労働解消キャンペーン」の取組の一環として、労働局長が長時間労働の削減等に積極的に取り組む県内企業を訪問し、企業の取組事項等についてお話を伺いました。以下に主な取組事例を挙げますので、1つの参考とされてはいかがでしょうか。

【訪問先企業】

リコージャパン株式会社島根支社

(所在地) 島根県松江市平成町182番地27

(代表者) 支社長 大野 勝義 氏

(従業員数) 約100名

(事業内容) 卸売・小売業

【訪問日】

平成30年11月21日(水)



訪問時の様子（右が労働局）

リコージャパン株式会社島根支社における長時間労働削減等に向けた主な取組

◆ 事業場トップからの指示

過労死等の一要因である長時間労働については重要な課題であるという支社長の認識の下、社員の健康・幸せを第一に考え、社員のワークライフバランスが実現できるよう、現状の課題把握、業務の進め方の見直し等を行うことで、社員ひとり一人が生き生きと働ける職場づくりを目指している。

◆ 労働時間の短縮

毎週月曜日及び水曜日を「リフレッシュデー」、「スーパーリフレッシュデー」とし、当該曜日には設定された時刻にシステムが強制終了し事務所も施錠をすることとしており、当日の朝に全社員にメールで残業をしないよう通知が届く「フレッシュアップデーメール」により、一日の業務を効率的に処理するよう注意を促している。サービス部門の社員においては、スキルの偏りが生じていたことから、特定社員に業務が集中化する傾向にあり、長時間労働に繋がっていた。社員ひとり一人のスキルアップを図ることで、マルチ化を実現し、労働時間の短縮に繋げている。

◆ 年次有給休暇等の取得を促進

年次有給休暇の取得促進のため、結婚記念日、誕生日などのアニバーサリーの時には取得するよう声掛けを行っている。また、社員の取得状況が確認できるようシステムに一覧表が掲示されており、取得状況を見えるか化し社員全員で確認できるようにしてからは、社員の意識が向上している。取得しやすいよう仕事の偏りを解消するように努めている。

◆ 労働時間管理システム及びテレビ会議システムの導入

社員の出勤、退勤、時間外労働の申請、承認まで、「労働時間管理システム」で一元的に管理している。ログイン・ログアウトの時間と実際の出勤・退社時間の差異を確認し、業務以外の在社防止を促している。また、各労働者の1月当りの合計が一定時間を超えると本人や上司に警告メールが届くようになっている。

「テレビ会議システム」は県内の別事業所の社員が移動することなく会議を行うことができ、時間の有効活用と意思決定のスピード向上に役立っている。



(インタラクティブホワイトボード)

スーパーリフレッシュデーのご案内(施錠時間 19時00分)

島根支社の皆様
 本日は、月曜日 スーパーリフレッシュデーです。

**PM18時30分には仕事を終え、
 19時00分には事務所を施錠できるスケジュールで活動してください。
 10月の施錠時間は、下記時間を継続します。**

月・水の「スーパーリフレッシュデー」の基準改定を行いましたので、お知らせします。

	(旧)施錠時間	(新)施錠時間
月	18時30分	19時00分
水	18時00分	18時30分

* サーバシャットダウン時間は変更なし
 * クールビズ期間(5/1~9/30)のみ

(フレッシュアップデーメール)

閉じる 日別データ書出

表示切替 (一ヵ月/後半半月)

日付	在社時間	所定内勤務	残業時間	管理時間外	労働時間	前差具	後差具	休憩	在社時間	休暇	①前差異理由	②後
01(月)	08:48-17:32 上段:操作ログ/中段:PCログ/下段:SynCro(シンクロ) 08:47-17:33 09:00-17:30		7.50h	0.00h	0.00h	7.50h	0.20h	0.03h	0.00h	7.77h		
02(火)	08:49-17:36 08:47-17:37 09:00-17:30		7.50h	0.00h	0.00h	7.50h	0.18h	0.10h	0.00h	7.83h		
03(水)	08:43-17:34 08:42-17:35 09:00-17:30		7.50h	0.00h	0.00h	7.50h	0.28h	0.07h	0.00h	7.88h		
04(木)	08:49-17:33 08:48-17:34 09:00-17:30		7.50h	0.00h	0.00h	7.50h	0.18h	0.05h	0.00h	7.77h		
05(金)	08:48-17:48 08:46-17:50 09:00-17:30		7.50h	0.00h	0.00h	7.50h	0.20h	0.30h	0.00h	8.07h		
06(土)	-											
07(日)*	-											

2種類のログ記録を収集

退社時間だけでなく出社時間もログ記録と比較

(労働時間管理システム画面)

事業主の皆さまへ

長時間労働の削減や年次有給休暇の取得促進のためには、これまでの働き方を見直し、効率的な働き方を進めていくことが必要です。経営トップ主導の下、積極的なお取組をお願いいたします。

なお、労働時間の見直し、年次有給休暇の取得促進に関するご相談については、島根労働局雇用環境・均等室の「働き方・休み方改善コンサルタント」(※)までお問い合わせください。

中小事業主の皆さまへ

時間外労働の削減のため時間外労働の上限を設定したり、年次有給休暇の取得促進に取り組む中小企業事業主の皆様へ各種助成金を支給しています。助成金の種類や支給要件については、島根労働局雇用環境・均等室までお問い合わせください。

お問い合わせ電話番号：0852-31-1161

(※) “働き方・休み方”の見直しについて助言やコンサルティング等を行う専門家です。秘密厳守で相談は無料です。